

(目的)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、助成金、奨励金及び利子補給金等法令上支出義務を負わず、相当の反対給付を受けないで、この市が交付する給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等を公正かつ効率的に使用し、交付の目的に従って誠実に補助事業等を行わなければならない。

(この規則の適用)

第4条 補助金等に関しこの規則を適用する場合は、別に定める。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に別に定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(交付の条件等)

第7条 補助金等の交付を決定する場合に付する条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者等は、補助事業等に要する経費の配分を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となつたときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することがある。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかに申請人に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請人は、前条の通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示に不服があるときは、市長の定める期日までに、文書をもつて申請の取下げをすることができる。

2 前項による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要に応じ、補助事業者等から補助事業等状況報告書(別記様式第2号)を徴し、又は補助事業等の関係書類その他必要な物件を調査できるものとし、補助事業者等は、これに協力しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 市長は、前条の報告及び調査により、その者の補助事業等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告書)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、市長の定める期日までに、補助事業等実績報告書(別記様式第2号)に別に定める書類を添えて、報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第15条 補助金等は、前条の額の確定後において、補助事業者等の請求により交付するものとする。ただし、市長において、特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付の決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号に規定するもののほか、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの規則に違反したとき。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第14条の規定により補助金等の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助

金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(帳簿の備付等)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

様式第2号